

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

特別支援教育就学奨励費の支給方法を明確化することのほか、必要な文言及び様式の整理を行うため。

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則（平成22年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前
(支給方法)		(支給方法)
第8条 <u>奨励費は、認定者に直接又は校長を経由して支給するものとする。</u>	第8条 <u>奨励費は、認定者に直接又は校長を経由して支給するものとする。</u>	第8条 <u>奨励費の支給は、校長を経由して支給するものとする。</u>
2 <u>前項の規定により、校長を経由して奨励費を支給する場合は、認定者は、奨励費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。</u>	2 <u>認定者に対する奨励費の支給は、校長からの依頼により委員会から認定者の口座に直接振り込み支給することができる。</u>	2 <u>認定者に対する奨励費の支給は、校長からの依頼により委員会から認定者の口座に直接振り込み支給することができる。</u>
3 ……略……	3 ……略……	3 <u>第1項の規定により、校長を経由して奨励費を支給する場合は、認定者は、奨励費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。</u>
4 前各項の規定にかかわらず、奨励費のうち、学校給食費に係る部分（以下「就学奨励費学校給食費」という。）については、請求及び受領に関する一切の権限を委員会に委任することができるものとする。	4 ……略……	4 ……略……
5 ……略……	5 前各項の規定にかかわらず、奨励費のうち、学校給食費に係る部分（以下「就学奨励費学校給食費」という。）については、請求及び受領に関する一切の権限を委員会に委任するものとする。	5 前各項の規定にかかわらず、奨励費のうち、学校給食費に係る部分（以下「就学奨励費学校給食費」という。）については、請求及び受領に関する一切の権限を委員会に委任するものとする。
6 ……略……	6 ……略……	6 ……略……

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

所得証明等添付欄

教育委員会認定欄	
認定段階	
要・認定(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・辞・通	
認定年月日	
. . .	
受付・入力	審査

変更段階	
要・認定(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・辞・通	
変更年月日	
. . .	
受付・入力	審査

$$\frac{F}{i} = \frac{\text{収入額}}{\text{需要額}}$$

--

備考欄

需 要 額 等		生 活 扶 助 基 準	
教育扶助基準	第1類	第2類	第2類
通学費	学校給食費	基準額	期末一時扶助費
1	円	円	円
2			
3			
4			
5			
6			
a	b 円	c 円	d 円
			e 円
			f (基準額) 円
			g (地区別冬季加算額) 円
			h 住宅扶助基準 円
			i 需要額 (a~hの合計) 円